

消費税の逆進性対策を求める意見書

消費税は、全世代で負担を広く薄く分かち合う税ですが、所得の少ない家計ほど、収入に占める税負担割合が高くなる「逆進性」が存在する問題を考慮する必要があります。税収に占める消費税割合が高まれば、それだけ国民生活・家計への影響が大きくなるため、その緩和や解消を図るための実効性ある逆進性対策を同時に実施しなければなりません。

しかし、平成 28 年度税制改正で導入することとされた「軽減税率」は、食料品を持ち帰るかその場で食べるかで税率が変わる不公平がどうしても生じる問題一つを見てわかる通り、混乱をもたらす措置であることが日に日に明らかになってきています。高額の商品やサービスを購入できる高所得者ほど軽減額が大きくなるため、格差是正の効果は薄く、逆進性対策にはなりません。また、対象物品・サービスの線引きも問題であり、例えば新聞が軽減対象となる一方、生活に必要不可欠なライフラインである水道、ガス、電気が軽減にならないければ、国民生活への悪影響が大きくなるばかりで、かつ新たな税の利権・既得権の発生も懸念されます。

事業者にとっては、新たなシステムや機器の導入などの重い費用負担が生じるだけでなく、特に小売の現場において、軽減対象等を巡る顧客とのトラブルの増大も想定されます。

消費税の逆進性対策としては、税額控除と給付を組み合わせる給付付き税額控除がコスト面からも、公平性・納得性の面からも優れているとの指摘がなされています。

よって、政府に対し、軽減税率の導入方針を撤回し、給付付き税額控除を早急に導入することで、真に実効性ある消費税の逆進性対策を講じることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

2019 年 3 月 15 日

北海道豊富町議会
議長 河田 誠 一

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣